

多世代世帯



支援 します

若者定住促進助成事業(多世代同居型)

～制度のあらまし～

栗原市では、世代間が支え合う住環境の向上を図るため、40歳以下の若者が多世代同居を目的とした住宅を取得した場合、借入金の年末残高の5%(最大20万円)を3年間助成します。

詳しくは、お問い合わせください。

対象者

次の要件を全て満たす方

- ①令和8年3月31日までに、多世代同居を目的とした住宅を取得等（新築・購入・増改築）するための契約を結んだ方で、その契約日時点で40歳以下の方
- ②令和8年3月31日までに、所有権保存登記または所有権移転登記を完了し、当該住宅において多世代同居をしている方
- ③住宅取得に係る借入金の償還期間が10年以上の方

※多世代同居とは、3世代以上の直系の親族（妊娠中を含む）が同居することです

※上記以外にも、税金の未納が無いなど、詳細な要件があります

助成内容

助成額：借入金の年末残高×5%

※助成額は、千円未満切り捨て。上限は年20万円です

助成期間：交付決定の年から3年間

申請方法

申請先：企画部企画課 定住戦略室（☎0228-22-1125）

または 各総合支所 市民サービス課

※申請書類は、申請先に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます

申請期限：令和8年3月31日



栗原市 移住



検索



ねじりほんたよ